

# 瀬戸市コロナ克服販路拡大支援ECサイト活用補助金

## 交付申請要領

- |             |  |
|-------------|--|
| ○交付申請締切     | 令和4年12月28日(月)まで                                    |
| ○補助対象事業実施期間 | 交付決定日から令和5年2月28日(火)                                |
| ○実績報告書提出期限  | 補助対象事業完了から30日以内または<br>令和5年3月10日(金)の <u>いずれか早い日</u> |

※いずれも必着となります。

### 交付金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の搾取”にご注意ください。

- 市町村などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村などが、「瀬戸市コロナ克服販路拡大支援ECサイト活用補助金」を交付するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村などが銀行口座の番号などの企業・個人情報に照会することは、絶対にありません。

#### ◆お問い合わせ

瀬戸市地域振興部 産業政策課

瀬戸市コロナ克服販路拡大支援ECサイト活用補助金担当

TEL 0561-88-2651 / メール sangyo@city.seto.lg.jp

対応時間 平日8時30分～17時15分(平日のみ)

令和4年3月

瀬戸市

## 第 I 部 補助の要件及び交付額

### 1 補助対象となる事業者

本補助金の対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響の克服に向け、ネットショップ又はECモール（以下、「ECサイト」という。）を活用し、積極的に販路拡大を行う中小企業者等で、下記（1）から（6）に該当することが必要です。

- (1) 瀬戸市内に事業所が所在していること。
- (2) 瀬戸市内の中小企業者（中小企業基本法第2条第1項）であること。
- (3) 誓約書に記載されている事項の誓約をしていること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 交付請求日において倒産・廃業していないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種でないこと。

### 2 対象となる事業

本補助金の対象となる事業は、以下の事業です。

- (1) 新たにECサイトを活用するものであること。
- (2) ECサイトで販売する製品、サービス等に瀬戸市内で製造、出荷、提供等されるものが含まれていること。
- (3) SNS、ブログ等のソーシャルメディアによるものでないこと。
- (4) 同一年度に本補助金の交付決定を受けていないこと。
- (5) 国、県、その他の機関から補助金等の交付を受けて行う事業でないこと。

### 3 補助対象事業の実施期間

交付決定日から令和5年2月28日までです。契約から支払い完了・公開までが実施期間です。

### 4 対象となる補助経費

- (1) 補助対象となる経費は、次の条件Ⅰ～Ⅴを全て満たす①～⑤の経費となります。ただし、(2)に該当する経費は対象となりません。

Ⅰ 補助対象経費の全額がECサイト活用の取組に資するものであること

Ⅱ 使用目的が補助対象事業に必要なものと明確に特定できる経費

Ⅲ 交付決定日以降に契約し令和5年2月28日までに納品、検収、支払が完了した経費

Ⅳ 証拠書類等によって支払金額が確認できる経費

Ⅴ 申請する対象経費の具体的内容（内訳と数量等）が明確になっていること

## 補助対象経費

- ①システム構築費 ②サービス利用料（月賦払いを除く）③ホームページ作成費  
④広告宣伝費 ⑤販売促進費

### ① システム構築費

ECサイトを構築する際に必要となる費用

#### 【対象となる経費例】

- ・ ECサイト作成ソフトの購入費用や初期利用料
- ・ ECサイト作成に係る外注費用

#### 【対象とならない経費例】

- ・ 月賦払いのもの

### ② サービス利用料（月賦払いを除く）

ECサイトの利用に際して必要となる費用。なお継続的に必要となる月額利用料等は対象外です。

#### 【対象となる経費例】

- ・ 出店に係る初期登録費用

#### 【対象とならない経費例】

- ・ 出店に係る月額の利用料金や保守費用
- ・ 販売に係るロイヤリティや決済手数料

### ③ ホームページ作成費

ホームページを作成する際に必要となる費用

#### 【対象となる経費例】

- ・ ホームページ作成ソフトの購入費用や初期利用料
- ・ ホームページ作成に係る外注費用

#### 【対象とならない経費例】

- ・ 月賦払いのもの

### ④ 広告宣伝費

本事業に関する広告媒体の掲載等にかかる費用

#### 【対象となる経費例】

- ・ 対象事業をPRするための広告掲載料

#### 【対象とならない経費例】

- ・ 補助事業を含まない会社全体のPR広告等に係る費用
- ・ 補助事業実施期間内に使用・掲載されないものに係る費用
- ・ 展示会の出展に係る費用

### ⑤ 販売促進費

本事業の販売促進に必要な費用

#### 【対象となる経費例】

- ・ ECサイトに掲載する写真や動画撮影の外注費用
- ・ デザインやコンサルティング等の外注費用

#### 【対象とならない経費例】

- ・ 補助対象事業に係るもの以外が含まれる外注費用

## (2) 補助対象とならない経費

上記(1)に該当する経費においても、次に該当する経費は対象になりません。

- 1) 補助対象事業の目的に合致しないもの
- 2) 必要な経費書類（契約、支払が分かる書類及び対象経費の具体的内容（内訳と数量等）を示す書類）を用意できないもの
- 3) 私的経費と合わせて購入したもの
- 4) 補助対象事業の実施期間外に契約や支払いを行ったもの
- 5) オークションによる購入
- 6) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料等の各種手数料
- 7) 各種保証・保険料
- 8) 商品券・金券の購入、クーポン・ポイント・金券・商品券での支払い分
- 9) 購入額の一部又は全額に相当する金額を申請者へ払い戻す（ポイント・クーポン等の発行を含む）ことで、購入額を証明する証拠書類に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの

## (3) 補助対象経費の支払方法について

- ・補助対象経費の支払方法は原則として銀行振込で行ってください。
- ・補助金執行の適正確保のため、現金決済のみの取引（代金引換限定のサービス等）を除き、1取引10万円超（税抜き）の現金払いは認められません。
- ・1取引の額に依らず、手形、小切手等による支払は認められません。
- ・印紙税法で規定されている収入印紙がない領収書の写しは無効です。

## 5 補助額

下表に示す補助率及び補助上限額となります。1事業者1回を限度とします。

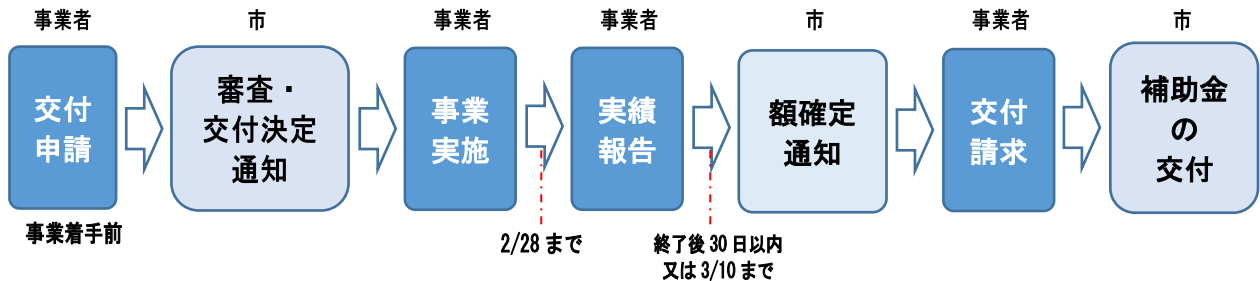
事業の区分	補助率	補助上限額
(1) 製品、サービスの販売を目的として、新たにネットショップを開設し、又はECモールへ出店するために自社ホームページの作成又は改修をする事業	1/2	10万円 (うち、既存ホームページの改修に係るものは3万円まで※)
(2) 製品、サービスの販売を目的として、新たにECモールへ出店するために必要となる整備をする事業		6万円

※改修費用は、新たにネットショップの作成もしくはECモールに出店する場合のみ対象となります。

## 第Ⅱ部 申請手続きの概要

### 1 手続きの流れ

本補助金の受給の手続きは、おおむね次のような流れとなります。



### 2 交付申請に必要な書類

- (1) 第1号様式 交付申請書（裏面を印刷したもの）
- (2) 第2号様式 事業計画書

#### 必要な添付書類

- (3) 会社の定款又はこれに類する書類の写し（個人事業主は直近の確定申告書B）
- (4) 会社の事業、組織等の概要がわかるもの（会社パンフレットやホームページの写しなど）
- (5) 補助対象経費に関する見積書や仕様書等、費用内訳を示す書類
- (6) ECサイトへの出店に関する要項等

### 3 受付期間

令和4年12月28日まで随時受付

※ 但し、予算の上限に達し次第、受付を終了します。

## 第Ⅲ部 交付決定後の手続き

### 1 交付決定

本事業の採択となった事業者には、交付決定通知書により通知します。交付決定日から令和5年2月28日までに事業を開始し完了（公開・支払い完了）してください。

### 2 事業計画内容の変更等

交付決定を受けた後、事業計画を変更や廃止する場合は、事前に承認を得なければなりません。なお、交付決定額の増額変更は認められません。

### 3 実績報告

補助対象事業を完了したときは、実績報告書を提出しなければなりません。補助金の支払いは、補助金事務局による事業内容の審査と経費内容の確認等を行ったうえで、交付すべき補助金の額を確定した後の精算払いとなります。

### 4 実績報告に必要な書類

(1) 第7号様式 実績報告書

(2) 経費の支払を証明する書類の写し

※ 私的経費と合わせて購入したものは補助対象外です。

※ 対象経費の具体的内容(内訳と数量等)が明確になっていることが必要です。

具体的な内容が分からない領収書等の場合は、内容の分かる書類（納品書や利用明細等）を合わせてご提出ください。

※ 税込額のみ記載の領収書等の場合は、1.1で除した額（小数点以下切り捨て）で記載ください。

(3) 新たにECサイトで販売を開始したことが分かる書類（委託契約書やECサイトの利用開始日等が記載されたもの）

(4) 作成又は出店したECサイトや自社ホームページの画面の写し

### 5 交付請求

補助金確定通知を受けた補助対象事業者は、速やかに以下の書類を提出してください。

(1) 瀬戸市コロナ克服販路拡大支援ECサイト活用補助金交付請求書

(2) 振込先口座が分かる書類※口座番号、口座名義(カ)が分かる通帳見開きページの写し等

### 6 補助対象事業者の義務（交付決定後に順守すべき事項）

補助対象事業の事業完了後1年以内に中止又は廃止する場合、交付した補助金を返還していただく場合があります。

また、補助対象事業に係る書類及び帳簿を5年間(令和9年度末まで)保管してください。

## 第Ⅳ部 その他申請に係る事項

### 1 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**原則郵送**といたします。申請に必要な書類一式を、次の宛先まで送付して下さい。申請は締切日必着です。ご注意ください。

郵送での提出が困難な場合は、市役所産業政策課（平日のみ）で受付いたします。  
（受付時間は8時30分から17時15分まで）

- 申請書等の様式は、瀬戸市のホームページからダウンロードできます。
- 提出時には**必ず控えをとり**各自保管して下さい。

### 申請書類の送付先

〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市 産業政策課

瀬戸市コロナ克服販路拡大支援ECサイト活用補助金担当 宛

注意：切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※郵送する際は、簡易書留など郵便物の到達について確認できる方法で送付いただくと確実です。

### 2 その他

交付決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は補助金を返還しなければなりません。